

幼児対象氷上スポーツ助成金補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、市内幼児（小学校就学前）の氷上スポーツ振興を目的とした行事について、次の各号に掲げるスケートリンクを使用した場合において、事業費の全部又は一部に対し、幼児対象氷上スポーツ助成金補助要綱（以下「補助金」という）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

- (1) 苫小牧市ときわスケートセンター
- (2) 苫小牧市沼ノ端スケートセンター
- (3) 苫小牧市ハイランドスポーツセンター
- (4) 苫小牧市白鳥アリーナ
- (5) 苫小牧市新ときわスケートセンター

(助成対象)

第2条 市内の幼児を対象とした教育、保育施設（幼稚園、保育園等）及びそれに附属するスポーツクラブが行う氷上スポーツ行事に対し助成する。

(助成金額)

第3条 助成金額は、30,000円を限度額とし、次の各号に掲げる費用の実費額を交付する。

ただし、1団体につき、年度内において1回のみの交付とする。

- (1) 施設使用料
- (2) 外部講師報酬

(助成金の交付申請)

第4条 申請は、各クラブ、幼稚園の長が行うものとし、事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（団体の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 助成事業等の名称
- (3) 交付を受けようとする助成金の額

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実修行事一覧及び収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、通知する。

(交付申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかつたものとみなす。

(助成事業の変更等)

第7条 助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ助成事業変更に係る申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 助成事業に要する経費の額又は助成事業の内容を変更(次条に規定する軽微な変更を除く。)しようとするとき。

(2) 助成事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成団体に対し、その旨を通知する。

(軽微な変更の範囲)

第8条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 助成対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更の場合

(2) 助成金の増額を伴わない事業計画の細部を変更する場合

(交付の請求)

第9条 助成団体は、助成金の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 前条の規定において、市長は、当該取消しの部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。なお、助成金の額の確定後、既にその額を超える助成金を交付しているときも、同様とする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第12条 助成団体は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金が補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得な

い事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 申請者は、助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。